

定例監査の結果及び意見について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、次のとおりその結果を報告します。また、同条第 10 項の規定により、意見を提出します。

記

1 監査対象及び実施期間

監 査 対 象	実 施 期 間
<p>教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none">・ 総務課 (中学校〔芳野、伏木、国吉、牧野、五位、戸出、中田、福岡〕、こまどり支援学校)・ 生涯学習・文化財課 (※) (少年育成センター、公民館)・ 福岡教育行政センター (ふくおか総合文化センター、福岡歴史民俗資料館) <p>平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日までに執行された所掌事務事業について (※生涯学習・文化財課は、組織の見直しにより、生涯学習課と文化財課が統合され、平成 29 年 4 月に設置された課である。このうち文化財課に係る所掌事務事業については、平成 28 年度に定例監査を実施済であることから、今年度は生涯学習課所管分を監査対象とする。)</p>	平成 29 年 11 月 29 日) 平成 29 年 12 月 26 日

2 監査を実施した監査委員

廣 嶋 康 雄 玉 井 隼 也 高 畠 義 一

3 監査の着眼点

共通監査項目として以下の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- (1) 委託料の執行状況
- (2) 工事等の執行状況
- (3) 補助金の執行状況
- (4) 指定管理者制度の運用状況

- (5) 歳入金の収納状況及び不納欠損の状況
- (6) 行政財産の目的外使用の状況
- (7) 資金前渡金の管理状況
- (8) 備品の管理状況
- (9) 監査対象の所管する重点事業の執行状況
- (10) 前回監査での指摘事項等に対する措置状況

4 監査の主な実施内容

平成 28 年度において執行された事務事業が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて行った。監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票等の監査を実施した。

5 監査の結果及び意見

経理事務及びその他の事務処理について監査したところ、適正に処理されていた。
なお、事務の執行等について、次のとおり意見を提出する。

(1) 意見

ア 高岡市荻布学生寮運営補助金について、公正性、透明性を確保する観点から、交付先の運営状況等を把握し、必要に応じた補助額の交付を検討されたい。

(教育委員会総務課)

イ 学校統廃合については、将来の人口減に伴う少子化が避けられないなか、教育環境の充実が重要であることから、今後も地元関係者やPTAとの協議を進めながら、事業を遂行されたい。

(教育委員会総務課)

ウ 教育行政において、重複している行政サービスや施設の維持管理などについては、存続するものと、廃止するものを精査し、効率的・効果的な行財政運営に努められたい。

(福岡教育行政センター)